

よくある質問

沼田市電子地域通貨「tengoo」物価高騰対策事業

Q&A

FAQ

事業全般について

Q1 どのような人が対象になりますか？

A

令和 8 年 8 月 1 日時点で沼田市の住民基本台帳に記載されている方が対象です。

Q2 配布するポイントはいくらですか？

A

1 人あたり 5,000 ポイント（5,000 円分）の tengoo カードを配布します。

Q3 ポイントはどこで使えますか？

A

tengoo 加盟店であれば、どこでも利用できます。加盟店の一覧は、カードと一緒に送付する「加盟店舗一覧」をご確認ください。

※一部加盟店では、カードの利用ができませんので、カードからスマホアプリへポイントを移行して利用することをお勧めしています。

Q4 カードを受け取るには申請が必要ですか？

A

申請は不要です。住民基本台帳に記載されている住所へ、世帯ごとに世帯主宛に郵送いたします。

Q5	カードはいつ頃届きますか？
A	10 月頃から順次郵送します。全世帯に郵送するため、お届けに時間がかかる場合があります。ご了承ください。

Q6	ポイントの利用期限はいつですか？
A	令和 9 年 2 月 28 日（日）までご利用いただけます。期限を過ぎるとご利用できませんので、ご注意ください。

対象者について

Q7	令和8年8月2日以降に死亡した場合はどうなりますか？
A	世帯主以外の方が亡くなられた場合：亡くなられた方の分も含めて郵送いたします。ご遺族の方がご利用ください。 世帯主が亡くなられ、単身世帯であった場合：ご遺族の方が受け取ることができます。「tengoo カード受領に関する誓約・申立書」を作成し、企画政策課 DX 推進室へ提出してください。申立書を提出された方の身分証明書（顔写真付き1点、または顔写真なし2点）の確認をさせていただきます。
Q8	市外の施設に入所している場合はどうなりますか？
A	住民基本台帳に記載されている住所へ郵送いたします。同居のご家族が受け取るか、現在の居住地へ郵便が届くよう手続きをお願いいたします。
Q9	基準日（8月1日）に子どもが生まれましたが、届出を出したのが、8月6日になってしまいました。対象となりますか？
A	戸籍法に基づく「出生した日から14日以内」の8月14日までに届け出をしている場合は、対象となります。8月15日以降に届出をした場合は、対象外です。

カード受取について

Q10	カードはどのような郵送方法ですか？
A	簡易書留による対面受取り方式で郵送いたします。ご不在の場合は、郵便局の不在通知票が届きます。
Q11	不在で受け取れなかった場合はどうすればよいですか？
A	郵便局の不在通知票が届いていた場合には、郵便局に期限までに必ず受け取りをお願いします。郵便局の保管期間を経過した場合、「未達のお知らせ」というはがきを送付いたします。はがきがお手元に届きましたら、はがきの案内に従ってお受け取りをお願いいたします。 (1) 再配送手続きをして受け取る 専用コールセンターにお電話の上、再配送手続きをしてください。 【専用コールセンター 0570-007-456】 再配送受付期間：令和 8 年 10 月 1 日～令和 8 年 12 月 18 日 ※土曜、日曜、祝日を除く 受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで (2) 窓口で受け取る 「未達のお知らせ」のはがきをご持参の上、受け取り専用窓口にてお受け取りください。 【受け取り専用窓口】 期間：令和 8 年 12 月 28 日（月曜日）まで ※土曜、日曜、祝日を除く 時間：午前 9 時から午後 5 時まで 場所：沼田市役所 テラス沼田 4 階 企画政策課前 沼田市物価高騰対策事業 専用窓口 【受け取りできる人】 ① 世帯主またはその同居人 ② 世帯主より委任を受けた人 【持参するもの】 ① 受け取りに来る人の本人確認書類 身分証明書 1 点（マイナンバーカード、運転免許証など）または、顔写真なしの身分証明書 2 点（資格証など）の確認が必要となります。 ② 受領書 ③ 委任状 ※代理人が来庁する場合のみ 注：世帯主の身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証等の顔写真つきの身分証明書 1 点か資格確認証等の顔写真なしの身分証明書 2 点のいずれか）の写しを添付してください。

	④ 「未達のお知らせ」はがき tengoo 使い切りカードをお受け取りされていない方へ、「未達のお知らせ」を送付しています。
--	--

Q12	代理人が窓口で受け取ることはできますか？
A	原則、受給対象者（世帯主）又はその同居人の方に受領いただきますが、代理人が受け取ることもできます。代理人が受け取る場合は、受領書のほか、世帯主からの委任状、代理人の本人確認書類の提示が必要です。委任状には、世帯主の身分証明書（顔写真付き 1 点、または顔写真なし 2 点）の写しを添付してください。

Q13	送付先を変更してほしい場合はどうすればよいですか？
A	郵便局の転送サービスをご利用ください。原則として、住民登録以外の住所への配送はできません。

Q14	基準日（8 月 1 日）以降に家族の一人が市外に転出しました。カードを返却する必要がありますか？
A	返却する必要はありません。ご家族が買い物の代行をお受けいただいても問題ありません。

カードの取り扱いについて

Q15	カードを紛失、汚損しました。再発行はできますか？
A	申し訳ございませんが、再発行はできません。大切に保管してください。
Q16	交通手段がないため、カードを使えるお店までいけません。
A	ご家族等に買い物の代行を依頼いただいても問題ありません。
Q17	家族のカードを合算して利用できますか？
A	はい、本人の了承を得ている場合には、複数の世帯員のカードを合算していただいても問題ありません。
Q18	スマートフォンアプリで利用したいのですが、ポイントを移すことはできますか？
A	はい、可能です。スマホアプリの機能で、カードのポイントをアプリへ移すことができます。ご家族の分も、ご本人の了解があれば、合算してアプリに入れることも可能です。 ただし、以下の点にご注意ください： カードからアプリへのポイント移行は、カードの残ポイント全額が移行されます。一部移行はできません。 スマホからカードにポイントを戻すことはできません。
Q19	カードで払うとお釣りは出ますか？
A	お釣りは出ませんが、残高がなくなるまで繰り返し利用できます。

Q20	支払い時にカード残高が足りない場合は、現金や他の決済手段と併用できますか？
A	加盟店によっては、現金と併用して利用することも可能です。詳しくは、利用前に加盟店に確認してください。

Q21	カードの持ち主以外が代わりに使うことができますか？
A	本人の同意の下であれば問題ありません。ご家族等にご買物の代行を依頼いただいても問題ありません。

Q22	カードをフリマアプリ等で販売してもよいですか？
A	第三者への販売や譲渡は禁止しています。

Q23	カードの利用期限が過ぎたらどうなりますか？
A	有効期限が過ぎたポイントは一切利用できません。返金もできませんので、ご注意ください。

Q24	購入できないものはありますか？
A	以下のものは購入できません： ・ 税金などの公租公課 ・ 商品券などの換金性のあるもの ・ たばこ ・ 出資や債務の支払い ・ 土地購入、家屋購入等

Q25	お店に行ったらカードは使えないと言われました。
------------	--------------------------------

A	カードが利用できるお店は、同封の「加盟店舗一覧」に掲載されているカード対応「○」のお店のみです。掲載しているにも関わらず使えなかった場合は、沼田市役所企画政策課 DX 推進室にご連絡ください。
---	---